

【調査報告】

神戸事件で切腹した瀧善三郎正信の碑文をめぐって

原 田 益 直

はじめに

慶応四年（一八六八）一月、岡山藩が西宮警備に赴く途中、神戸で外国兵と衝突した神戸事件で、全責任を負って切腹した瀧善三郎の辞世について、かつて調べ、本紀要の六号で述べました^①。その後たまたま岡山県立記録資料館所蔵複製資料「東京都立大学（現在首都大学東京）所蔵・花房義質関係文書」（以下「花房義質関係文書」という）の目次をみていたところ、瀧善三郎碑文のルーツともいえる「瀧善三郎君碑野稿」を内容とする「花房公使宛関新吾書状」の存在を知りました。それを郷土史家蔵知矩が紹介している碑文と照合してみると、驚いたことに辞世歌部分の紹介に「悪意」の改変と思えるものがみられました。

そこで、本稿では、なぜ改変したのか、その因ってくるところを知るべく、神戸市史跡「瀧善三郎正信碑」の拝観を振り出しに、追跡調査したところを報告します。

一 未完の碑

（一）神戸市史跡「瀧善三郎正信碑」

兵庫大仏で有名な能福寺（神戸市中央区）境内に神戸事件の犠牲者である瀧善三郎を記念する「瀧善三郎正信碑」が建てられています。昭和八年、

瀧善三郎最期の場所である永福寺（同市兵庫区）の境内に建てられましたが、永福寺が昭和二十年の神戸大空襲で焼失し、地況も変貌した関係から、昭和四十四年に現在地へ移設されました^②。記念碑本体は、高さ約一メートル・幅約三〇センチ方形の石碑で、正面に「瀧善三郎正信碑」の文字と、向かって左側面に次の碑文が刻まれています。

【史料一】

瀧善三郎正信君岡山藩士也依神戸事件賜死慶應四年二月九日於富寺本堂屠腹以殉國難時年三十有二矣君從容自若就死如歸檢使伊藤俊介及英米佛伊蘭等外人列其席者皆感其義烈眞日本武士道精華也今茲予與有志胥議仰貴舊藩主池田侯爵建碑寺域中以傳芳于萬世云爾

昭和八年癸酉年三月

永福寺第二十六世一覺光信撰書

この建碑には前史があり、最初に計画されたのは明治十九年で、「永福寺住職」は「日置忠尚等と相図り建碑を企て、関新吾に囑して」「碑文も成った^③」のでありますが、「機熟せず其の俟になつて居つたのを、昭和七年伊藤住職、有方兵庫区長等の主唱で」翌年「記念碑が建てられた。乍併その碑文は故ありて、今回の碑面には載らざりし^④」と変わり、永福寺住職伊藤光信撰書碑文（以下「伊藤撰碑文」という）に差し替えられました。

先ず「碑文は故ありて」の「故」を調べたいと思います。

(2) 紹介されていた「関新吾撰碑文」



廃案の憂き目に遭った「関新吾撰碑文」(以下「関撰碑文」という)は、郷土史家蔵知矩(以下「蔵知」という)によって【史料2】のように紹介されていました。

【史料2】

瀧善三郎君碑

君諱正信、通稱善三郎、備前
人、仕国老日置忠尚、為砲術
師範。為人義勇有氣節、常憤
外人阿驕傲。慶応三年冬、朝廷
使備前藩兵戍摂之西宮。越明
治元年正月、忠尚率兵東上、
君為前駆砲隊長。十一日過神

戸外国館前、英人十数輩来遮
前駆、君懇諭却之不聽、乃揮鎗刺其一人、余皆逃、兵卒又銃擊佛人。
事聞、廷議使議定岩倉具視卿、密諭日忠尚、部下忠憤禦侮、易心洵可
喜矣。然今日既與各国和好而有此事、曲在于我、宣刑首事者謝其過、
是不獨為皇國、又為池田氏及日置氏也。於是忠尚傳朝旨、且日汝以臣
節刺暴人。可謂義矣。今以死謝過、可謂勇矣。君感激拜謝曰、一死足
以報大恩、臣事畢矣。因憤待命、同僚交來護焉。君諱々說君臣之義、
且授之砲術秘訣曰、亦以為我君也。遂以二月九日賜死於神戸、此日英
佛字伊米蘭諸国使臣、及我国外国事務係參與伊藤博文君、其他檢吏
兵士等多數来臨焉。君從容拜揖、然後剖腹、至死容色如常、見者感嘆
不已、外人最驚其勇云、時年三十有二。尋有藩命、特賜祿五百石于其

長子成、以上本藩土籍、蓋追賞君之忠義也。頃者忠尚與諸同志相謀、
將建碑表之、來求余文、余雖不文、同藩之誼、不得辭乃記所聞概略。
君有絕命国仕二首、今祿以代銘詞、詞曰。

幾のふみし夢は今更引きかへて 神戸が宇良に名をやあげなむ
いまははや森の日蔭となりぬれど 朝日に匂ふやまと魂
明治二十年 備前 関 新吾撰

(3) 本当の「関撰碑文」

「はじめに」でふれましたが、(2)でみた蔵知紹介「関撰碑文」のル
ツとみられる本人自筆の草稿が、「花房義質関係文書」中の「花房公使宛
関新吾書状」に見つかりました。次のとおりです。

【史料3】

野稿

瀧善三郎正信君碑

君諱正信、通稱善三郎、備前人、仕国老日置忠尚、君為人勇義有
氣節、常憤攘夷論、慶応三年冬、朝廷使備前藩兵戍摂之西宮、
越明治元年正月、忠尚君率兵東上、君為供頭、十一日過経神戸外
国館前、英人十数輩来遮先駆、君懇諭之却不聽、乃揮鎗刺其一人、
余皆逃、兵卒又誤銃擊佛人、事聞廷議三日、天皇使議定岩倉具視
卿密諭曰、忠尚部下能體先帝攘夷之旨其心洵可嘉矣、然嚮今日時
勢一變既與各国和親而有此事、曲在于我、宣刑首事者謝其過、是
不獨為皇國、又為池田氏及日置氏也、於是忠尚立傳 朝旨、且
日汝以臣節刺暴人、可謂義今以死謝過、可謂勇、我愍之今祿汝以
百石使子孫永襲、君感謝曰拜謝、一死足以報大恩、臣事畢矣、遂
以二月九日賜死於神戸、此日英米字佛伊蘭諸国使臣、及我外國事
務掛參與伊藤博文君、以下檢吏兵士等多来臨焉、君從容拜揖、然
後剖腹、至死容色如常、見者感嘆不已、外國人最驚其勇云、時年
三十有二、尋有藩命、特賜祿五百石于其長子成、以上本藩土籍、

蓋追賞君之忠義也、頃者忠尚與諸有志輩相謀、將建其碑表之求余文、余雖不文、同藩之誼、不得辭乃記所聞概畧、君有絶命国仕二首、今録以代銘詞、詞曰

幾能布美志由女波伊萬左良比幾加遍天加宇邊能宇良仁奈遠也能古左舞

伊萬波波也毛利能古加計登奈利奴連登阿左比仁仁保布也萬登太萬志比⁽³⁾

【史料3】自筆草稿「閑撰碑文」と【史料2】蔵知紹介「閑撰碑文」を比べると、次の相違が認められます。

ア 本文に「因慎待命、同僚交來護焉。君諄々説君臣之義、且授之砲術秘訣曰、亦以為我君也」のくんだりが加えられている外、若干字句の添削が施されている。

イ 二月九日吟詠辞世歌下の句に「加宇邊能宇良仁奈遠也能古左舞」とあるにもかかわらず、「神戸が宇良に名をやあげなむ」と悪意の改変がなされている。

蔵知は池田侯爵家所蔵（現林原美術館所蔵）「瀧善三郎辞世歌一卷」辞世歌部分を瀧の「身筆」と唱えながら、一卷に「夢は今更引かへて」とあるのを常に「夢は今更引きかへて」と衍字を含む自身独特の表記をしています⁽⁸⁾が、「閑撰碑文」紹介においても、その独特表記をしており、蔵知が紹介に当たって悪意の改変をしていることは疑いを容れません。

したがって、【史料2】蔵知紹介「閑撰碑文」末尾の辞世歌二首を【史料3】自筆草稿「閑撰碑文」末尾の辞世歌二首と入れ替えたものが、本当の「閑撰碑文」と推定されるのであります。

（4）瀧二月九日吟詠辞世歌諸説と蔵知

右辞世歌の歌詞については諸説ありますが、代表的なものを挙げれば

【表1】のとおりであります。

【表1】⁽⁹⁾

歌 詞	出 典
1 幾の布見し夢は今更引かへて 神戸乃宇らに名をやなかさ無	岡山市中区平井二丁目 「瀧善三郎正信」墓石 明治初期 史談会編纂写
2 きのみ見し夢は今更ひ記かへて 神戸か浦に名をや残さん	『故瀧正信殉国事歴』 明治四〇年 林原美術館所蔵
3 きのみみし夢は今更引かへて 神戸かうらに名をやあげなむ	瀧善三郎辞世歌一卷辞世歌部分 明治四年

蔵知は昭和五年、池田家岡山事務所に入って修史に当たりましたが、翌六年から池田侯爵家所蔵（現林原美術館所蔵）瀧善三郎辞世歌一卷辞世歌部分「身筆説」を唱え、終わりの句を「名をやあげなむ」としました⁽⁸⁾。その蔵知であつてみれば、建碑の動きが再燃した昭和七年、自説と相違する「名をや残さん」説を採る本当の「閑撰碑文」について、その排除を主張したに違いありません。このことは（2）（3）でみたように、後年「閑撰碑文」の紹介に当たって、瀧二月九日吟詠辞世歌下の句「加宇邊能宇良仁奈遠也能古左舞」を「神戸が宇良に名をやあげなむ」と悪意の改変をしていることから窺え、本当の「閑撰碑文」が差し替えられなければならない理由は、外に見当たりません⁽⁹⁾。

（1）でみた「その碑文（本当の「閑撰碑文」）は故ありて、今回の碑面には載らざりし」の「故」は、問わず語りをしている蔵知自身の本当の「閑撰碑文」排除行動にあると考えられます。

記念碑には、正面に「瀧善三郎正信碑」と、向かって左側面に「伊藤撰碑文」が刻まれています。残る背面と右側面には刻字がありません。四面のうち二面のみに刻字するのであれば、バランスから考えて正面と背面に刻字するのが自然と考えられます。当初は右側面に瀧二月九日吟詠辞世歌刻字を予定しながら、【表1】の諸説が相譲らず、それが頓挫したので

はないか、と推察されます。

瀧善三郎の記念碑が今一基、瀧出身地の岡山市北区御津金川に建てられています。「瀧善三郎正信君義烈碑」であります。その碑石は、縦約五メートル・横約二メートル・奥行約一・五メートルもある自然の大岩で、背面上部に現林原美術館所蔵「瀧善三郎辞世歌一卷」辞世歌部分が、ほぼそのままの大きさ（縦三八センチ・横五二センチ）・筆跡で、「正信」名まで含め、縦五〇センチ・横六九センチの方形に削られた平面に刻字されています。

この義烈碑の例から見ても、神戸の「瀧善三郎正信碑」の向かって右側面には、瀧が二月九日に吟詠した辞世歌の刻字が予定されていたと察せられます。神戸の「瀧善三郎正信碑」は、予定した辞世歌刻字が未完の碑と推察されるのであります。

二 多数説辞世歌交代のステップとなった碑

(1) 瀧二月九日吟詠辞世歌諸説の推移

この辞世歌諸説の推移は、次表のとおりであります（ゴシック太字、当時多数説）。

【表2】

時期	墓石・記念碑	書・郷土史書	出典等
明治初期	幾の布見し夢は今更引かへて 神戸乃字らに名をやなかさ無		岡山市中区平井二丁目「瀧善三郎正信」墓石
明治4年		きのふみし夢は今更引かへて 神戸かうらに名をやあけなむ	林原美術館所蔵「瀧善三郎辞世歌」一卷辞世歌部分（説明1）

20明治年		幾能布美志由女波伊萬左良比幾加遍天 加宇邊能宇良仁奈遠也能古左舞	関撰碑文草稿「花房公使宛関新吾書状」（説明2）
40明治年		きのふ見し夢は今更ひ記かへて 神戸か浦に名をや残さん	史談会編纂『故瀧正信殉国事歴』（説明3）
6昭和年		幾のふみし夢は今更引きかへて 神戸が宇良に名をやあけなむ きのふ見し夢は今更ひ記かへて 神戸か浦に名をや残さん	蔵知『 ^{明治} 正信神戸事変の顛末』*1 「一般に伝わられて居る」蔵知前掲書
8昭和年	神戸市史跡「瀧善三郎正信碑」に辞世歌刻字なし		神戸市史跡「瀧善三郎正信碑」建碑、「伊藤撰碑文」採用「関撰碑文」廃案（説明4）*2
12昭和年		幾のふみし夢は今更引きかへて 神戸が宇良に名をやあけなむ	蔵知知『神戸事変と瀧善三郎』廃案撰碑文中の辞世歌を悪意改変して紹介
13昭和年		幾のふみし夢は今さら引かへて 神戸か宇良に名をや阿けなむ	岡久渭城『 ^{明治} 新編神戸事件』廃案関撰碑文の辞世歌とその関連部分を削り紹介
15昭和年	きのふみし夢は今更引かへて 神戸かうらに名をやあけなむ		岡山市北区御津金川「瀧善三郎正信君義烈碑」背面*3

(説明1) 蔵知は瀧の身筆とするが、疑問である。例えば、墓石刻字辞世歌はこれと異なる。辞世歌遺墨が遺族に渡ってれば、これと相違する辞世歌が墓石に刻字されるはずもなく、遺族に渡されていないことを物語る。遺書が遺族に渡されているのに比べ不自然である。

(説明2) 碑文章稿を書いている花房公使(義質)宛宛新吾書状中に「黄藤生新伏乞叱正」とあり、なお、字消部分ながら、「右野橋已三石坂・村上両先生之添削ヲ経タレトモ、尚碑文故研磨ヲ要シ候ニ付キ、乍御手数木畑・西・坂田諸先生」云々とあり、草稿が旧岡山藩士多数の伝聞をまとめたことを窺わせる。また、万葉仮名を用いて表記している点にも、慎重な配慮が窺える。

(説明3) 「史談会」は、池田家岡山事務所記録方関連の団体である。

(説明4) 明治20年建碑挫折時の関係者である関新吾は大正4年、日置帯刀(忠尚)は大正7年、林原美術館所蔵「瀧善三郎辞世歌」一卷中の「由来書」筆者日置健太郎(忠信)は大正11年に没している。記念碑の建碑も、蔵知が廃案「関撰碑文」紹介に当たって辞世歌の悪意改変をしたのも、その後のことである。

【表2】により、下の句「神戸かうらに名をやあけなむ」辞世歌が、現在のように多数説となった推移を辿ると、昭和6年の蔵知の瀧善三郎辞世歌一卷辞世歌部分身筆説が「三段跳び」のホップとなり(*1)、昭和8年、神戸市史跡「瀧善三郎正信碑」に辞世歌が刻まれなかったことがステップとなり(*2)、昭和12年蔵知が、廃案「関撰碑文」紹介に当たって辞世歌を悪意改変したこと、昭和13年、岡久澗城の蔵知への同調が加わり、昭和15年、瀧善三郎辞世歌一卷辞世歌部分を背面に刻んだ「瀧善三郎正信君義烈碑」建碑がジャンプとなり(*3)、その結果、多数説となったことが見取れます。

神戸市史跡「瀧善三郎正信碑」は、辞世歌下の句多数説が「神戸か(の)浦に名をや残さん」から「神戸かうらに名をやあけなむ」に交代するステップとなった碑と考えられるのであります。

(2) 蔵知による本当の「関撰碑文」排除や「瀧辞世歌」悪意改変紹介の背景

ここで『昭和史』をみましょう。

半藤一利は「昭和史の諸条件は常に満州問題と絡んで起こります^①」と述べています。これに関する昭和8年までの主な出来事を摘記すると、次のとおりであります。

【表3】^②

昭和3年6月4日	張作霖、奉天到着寸前に関東軍の謀略で爆殺される
6年9月18日	関東軍参謀ら、柳条湖の満鉄線を爆破、これを口実に総攻撃を開始(満州事変はじまる)
10月4日	関東軍司令官、満州事変に関し日本軍の取るべき今後の重要態度を「悪逆旧軍憲を斥け新樂土の建設を望む」旨声明
7年3月1日	満州国建国宣言
9月15日	日満議定書調印、満州国承認
10月1日	リットン調査団、日本に報告書を通達
8年2月20日	閣議、日本軍の満州撤退勧告案を国際連盟が可決した場合、脱退することを決定
2月24日	国際連盟、撤退勧告案を42対1で可決、松岡洋右代表退場
3月27日	日本、国際連盟を脱退を通告、詔書発布

この歴史については、「昭和六年、七年、八年くらいに日本人の生活に軍国体制がすっかり根付いてき」たといえます^③。当時、「公正の立場にある先生」と呼ばれた吉野作造^④は、『中央公論』昭和七年一月号に論文「民族と階級と戦争」を発表し、その中で「私共は子供の時から渴しても盗泉の水を飲むなど教へられ来た。いさゝか社会の現状に目覚めた今日必ずし

もこの訓育を文字通り奉ずる者ではなく、殊に満州問題のやうな事件に当面すると、日本の必要を無視して我が權益の行使に不当無用の小うるさき妨害を試みた民国官民の態度を腹立たしくさへ思ふのであるが、仮令正当な権利の要求の為とは云ひ、其貫徹に大規模の××××を執ったと云ふ事に付ては心中ひそかに一種不安痛恨の感を催さざるを得ない」と歎いています。

吉野の日記¹⁵⁾をみると、昭和6年10月5日の条に「この日の新聞に次の様な記事（【表3】中の昭和6年10月4日関東軍司令官声明）で。之では日本の軍人は丸で義和団だ。」（句点、引用者）と断じ、またリットン報告直後の昭和7年10月3日の条では次のように指摘しています。

新聞は昨夜公表されたリットン報告書の解説批判でにぎわふ。噂されたより以上に日本に不利なので新聞の論調も陰険である。併し公平に観てあれ以上日本の肩を持つては偏執の譏を免れぬだらう。欧洲的正義の常識としては殆んど間然とする所なしとして可。日本も十分これを見据へて対策を講ずべきである。徒らに調査委員の認識不足を叫んだり又はその誠実を疑ったりするのは陋である¹⁶⁾。

これらについて加藤陽子は、吉野が「時代が変わり、世界のなかでの日本の位置、あるいは日本国民の考え方が、ひたひたと変化していつていることに気づいていました」と指摘しています¹⁷⁾。

一の(3)(4)でみた識知による本当の「閑撰碑文」排除の行動や「瀧二月九日吟詠辞世歌」の紹介における下の句の悪意改変は、これら時代の風潮に影響を受けて「神戸か(の)浦に名をや残さん」よりは「神戸かうらに名をやあけなむ」の方が「勇ましくて軍国体制にふさわしい」との考えから出たのではないか、と推察されるのであります¹⁸⁾。

三 旧藩主^{あがな}賢の碑

(1) 岡山の「瀧善三郎正信君義烈碑」

瀧出身地岡山市北区御津金川の「瀧善三郎正信君義烈碑」碑文は、次のとおりであります。

【史料4】¹⁹⁾

瀧善三郎正信君義烈碑

貴族院議員正四位 侯爵池田宣政家額

瀧善三郎正信君ハ備前藩国老日置帯刀ノ家臣ニシテ極百石ヲ食ム。人ト為リ胆勇ニシテ気節アリ。夙ニ武芸ニ精進シ、特ニ砲術ニ長セリ。偶慶応三年十二月我備前藩ハ摂津西宮ノ警備ヲ命セラレ、同四年正月帯刀藩命ヲ奉シ兵ヲ率キテ任所ニ赴クヤ、君ハ砲隊長トシテ前隊ニ在リ、十一日神戸ニ達シ居留地附近ヲ通過ス。時ニ外人数名我制止ヲ肯セスシテ隊列ヲ横断シ、或ハ短銃ヲ擬シテ我ヲ威嚇ス。隊士憤激鎗ヲ揮ヒテ之ヲ刺ス。創浅クシテ遁走セシカハ砲ヲ発ッテ追撃ス。英国公使之ヲ目撃シ直チニ公使館守衛ノ英兵及米仏ノ水兵ヲ出動セシム。我隊亦之ニ応ス。帯刀事変ノ拡大ヲ憂ヒ、全隊ニ令シテ山手ニ避ケシム。公使等敵意アルモノトシ、陸戦隊ヲシテ居留地ヲ警備セシメ、或ハ要所ヲ扼シテ兵士ノ往来ヲ禁シ、又港内ニ碇泊セル諸藩ノ洋式船舶ヲ抑留セリ。時恰モ 皇政復古ニ際シ 朝廷大ニ慮ル処アリ、折衝ノ結果漸ク神戸ノ戒嚴ヲ撤セシメ、発砲ノ下知者ニ切腹ヲ命スルコトニ決セリ。是ニ於テ君ハ潔ク責ヲ負ヒ、二月九日夜兵庫永福寺ニ於テ、徵士参与外国事務掛伊藤俊介以下関係者及英仏普伊米蘭公使館員検証ノ下ニ従容トシテ自裁ス。時ニ三十一ナリ。其悲壮ナル光景ハ列座外人ノ胆ヲ奪ヒ、日本武士道ノ精華ヲ發揮セリ。而シテ君ノ一死能ク維新最初ノ国際問題ヲ解決シ、以テ 宸襟ヲ安ンシ奉ルヲ得タリ。藩主池田茂政公特ニ嗣子成太郎ヲ本藩ノ士籍ニ列シ五百石ヲ給ス。実ニ異数ノ恩遇ナリ。頃日金川町長葛城最太郎氏有志ト胥謀リ、碑ヲ君ノ郷里臥龍山下

「建テテ義烈ヲ不朽ニ伝ヘント欲シ、来リテ余ニ文ヲ求ム。余不文ト雖君ノ英風ヲ欽慕スルノ念切ナリ。乃欣然筆ヲ援キテ概略ヲ記ス。

皇紀二千六百年 侯爵池田家嘯託従六位 臧知矩 撰文
昭和十五年十一月九日 李王職事務官従六位勲六等葛城末治書丹

(2) 伊藤撰碑文

「仰貴舊藩主池田侯爵建碑寺域中以傳芳子萬世」の意味

神戸の「瀧善三郎正信碑」碑文と岡山の「瀧善三郎正信君義烈碑」碑文を比較すると、神戸の「瀧善三郎正信碑」碑文は、簡潔でありながら、岡山の「瀧善三郎正信君義烈碑」が触れていない部分を持っています。それは建碑にかかわる「仰貴舊藩主池田侯爵建碑寺域中以傳芳子萬世」の部分であります。「旧藩主池田侯爵に賢を仰ぎ、寺域中に碑を建て以て芳子を万世に伝えん」と読めます。漢語林によれば、「賢」は「財をだして罪をゆるしてもらおう」とあります。池田侯爵に何を「賢」ってもらおうというのでしょうか。

慶応四年一月二十二日岡山藩は神戸事件について、朝廷へ「岡山藩の恥辱にならぬ処置を望む」旨の書面を提出していますが、これは当時、岡山藩が一月十九日の朝廷「各国要求（発砲号令士官死罪）丸呑み」決定を知らなかったため、それだけに二月二日の「発砲号令の者、各国見証を請、可致割腹旨被仰付候事」の命令と「岩倉諭解書」を受け、仰天したであります。以降岡山藩は「岩倉諭解書」の線に沿い、瀧善三郎に「朝廷の御為、皇国の為、備前一国の為、日置一家の為、その四ヶ条の御為筋と存じ、死を甘じ良度」と頼む一方、瀧の助命を模索したに違いありません。²⁰⁾

瀧処刑前日の二月八日、朝廷議定伊達宗城（神戸事件収拾現場責任者）は、英領事ラウターに内々「瀧助命策」を打診して情報を得た上、五代友厚・伊藤俊介に言い含めて英公使パークスと交渉させます。その結果二月九日、パークスが列国代表を英領事館に招集、席上五代・伊藤が、「死者

の出ていないこと」を指摘し、「瀧助命」を歎願しましたが、投票により退けられました。

国内法上罪科人といえない「瀧善三郎の命を救い得なかった結果」を「君臣之義」における旧岡山藩主池田侯爵の道義的「罪」と意識し、罪ほろぼしに瀧名誉回復のシンボルを造って「賢」うべき、と考えたと察せられます。

神戸の「瀧善三郎正信碑」は、瀧善三郎の「命を救い得なかった結果」についての旧藩主賢の碑であります。

明治二十五年十二月十六日、兼ねて療養中の伊達宗城が危篤となった際、神戸事件当時の岡山藩主池田茂政は、宮内次官花房義質（旧岡山藩士）に「同人義ハ御一新以来有功之者ニも有之、」²¹⁾「従一位拝受相成候様厚ク御尽力有之度候」旨の書状を送っています。これは伊達宗城が、神戸事件収拾現場責任者として、最後まで「瀧助命」に尽力してくれたことに感謝してのことでありましょう。²²⁾

赤井克己は、「事件発生四日後の同月十五日、政府は参与兼軍事参謀東久世禧通を神戸に派遣、列強各国公使に「明治新政府樹立」を宣言して正式に認めさせるとともに、岡山藩関係者の処分、特に責任者としての瀧の切腹を発表、占拠を解かせた」としていますが、²³⁾東久世が列強各国公使から「発砲号令士官死罪」要求を受けたのが一月十六日、岡山藩が、岩倉副総裁から「発砲号令の者、各国見証を請、可致割腹旨被仰付候事」の命令を受けたのは二月二日、岡山藩が「発砲号令士官は瀧善三郎」と届け出たのは二月七日早晩のことであり、一月十五日後も関係者の苦難と悲哀は並大抵でなかったのであります。

四 慰霊の碑

瀧善三郎が切腹した慶応四年二月九日、瀧護送の一行が永福寺へ向かうとき、「先駆は佐藤佐源次銃卒を率い、次に本人の駕籠、下人、本藩頭領

原田某銃卒を率いて後押となり列外として予等主家の者一回下人槍卒を従え之に続く、道筋両側の町民声々に南無妙法蓮華経或は南無阿弥陀仏と唱えました。⁽³⁾ 瀧善三郎の没後、「やがてそんな村人たちが衆議一決、「永福寺境内に「慰霊の木碑を立て、明治十九年の「永福寺住職、「日置忠尚等と相図り建碑を企て」につながり、更に明治二十五年十一月にも「その当時の住職吉田法蓮」が池田侯爵に「銅像若しくは大記念碑建立の建言を為したのであったが、是も時運に際合せざりしか、遂に目的を達せず、「それがのち、昭和八年」「神戸市の史跡に指定され、立派な石碑「瀧善三郎正信碑」に改まった」のであります。

その記念碑が昭和二十年の神戸大空襲で永福寺焼失の結果、道端に放り出された格好になり、それを見かねた地元自治会の方が、ふさわしい場所への移設を提案し、基金を集め、能福寺へ頼み込み、能福寺地元自治会の承諾を得、力を合わせて神戸市役所を説き伏せ、昭和四十四年、明治百年記念行事として現在地へ移設されたものであります。⁽²⁾⁽³⁾

神戸市史跡「瀧善三郎正信碑」の由来を辿ると、慶応四年二月九日における兵庫の人々の「題目」・「念仏」奉唱に始まり、「慰霊の木碑」となり、半世紀にわたる歴代永福寺住職ら運動の結果、旧藩主池田侯爵家の賢を得て、昭和八年同寺境内に建碑されました。それが、昭和二十年の神戸大空襲により、道端に放り出された姿になったところ、地域の人々の善意と神戸市の理解ある計らいにより、昭和四十四年、能福寺境内に移設されたものであります。

能福寺境内の神戸市史跡「瀧善三郎正信碑」は、慶応四年二月九日の題目・念仏奉唱に由来する永福寺「木碑」に連なる慰霊の碑であります。

おわりに

神戸市史跡「瀧善三郎正信碑」前の立札に「慶応四年(一八六八)一月十一日神戸事件の犠牲者備前藩士瀧善三郎正信顕彰碑」とあります。もちろん

ん武士道の体現者瀧善三郎の「記念碑」・「顕彰碑」であります。みえてきたように「未完の碑」でもあり、「多数説瀧世歌交代のステップとなった碑」でもあり、「旧藩主賢の碑」でもあり、「慰霊の碑」でもあります。(追記)

本稿の執筆に当たり、「伊藤撰碑文」の解説について、岡山県立記録資料館古文書解説同好会の妹尾進治氏からご教示に預かりました。記して感謝の意を表します。

〈注〉

- (1) 拙稿「瀧善三郎の辞世について」『岡山県立記録資料館紀要』第6号、二〇一一年所収
- (2) 根本克夫『検証神戸事件』創芸出版、一九九〇年、八九頁以下
- (3) 岡久渭城『明治神戸事件』^{継新}瀧正信顕彰会、一九四一年増補再版、二二〇～二二三頁
日置忠尚(一八二九～一九一八)は、神戸事件の責任者岡山藩家老日置常刀。
関新吾(一八五四～一九一五)は、岡山藩の儒官閑家に生まれ、号黄巖。明治八年東京曙新聞に入り、次いで大阪日報主筆となったが、明治十三年に花房義質のすすめで官途に就き、元老院書記官、内務書記官、大分・新潟・広島各県書記官、福井県知事となったが、明治三三年新聞界に復帰して、大阪朝日新聞通信部長。明治三八年から大正四年没するまで山陽新報社長(『岡山県歴史人物事典』山陽新聞社、一九九四年、五六二頁・安岡昭男監修『花房義質関係文書』北泉社、一九九六年、一九〇頁及び後掲注(6) 関新吾書状
- (4) 蔵知矩『神戸事変と瀧善三郎』堅石園、一九三七年、一一九頁
- (5) 前掲注(4)二二〇・二二三頁
- (6) 東京都立大学所蔵 花房義質関係文書「花房公使宛関新吾書状」146～147
関新吾(前掲注3参照)が、元老院書記官当時認めたとみられる。花房はロシアから「明治十九年帰国の途に就」き、「同年八月帰国」(黒瀬義門『子爵花房義質君事略』(私家版、一九三三年、三〇頁)としており、当時国内に在った。
- (7) 瀧善三郎の辞世歌には、次の二首がある。
① 慶応四年二月八日、旅宿柵屋で認めた母・嫂宛の遺書中のもの

「今ははや森の日陰となりぬれと 朝日に匂ふ倭魂」

② 同年二月九日、永福寺で吟詠したもの

「きのふみし夢は今更引かへて 神戸のうらに名をや残さむ」

このうち、下の句の歌詞については、諸説がある。

ア 「神戸の」と「神戸が」の二説

イ 「名をや残さん」と「名をや流さん」と「名をや挙げなん」の三説

この辞世歌が、どの場面で吟詠されたのか記録はないが、天皇政府検証人として永福寺本堂に着座していた伊藤博文（俊介）は、後年「（瀧善三郎は控室において）本膳で食事をして謡曲を唄ったりして、それから本堂の前へ出て」と語っている（伊藤博文『伊藤公直話』千倉書房、一九三六年、二〇四頁）。この謡曲について、岡久渭城は、「『頼政』の最後の一節」とし、蔵知は、俊寛の『飲むからに』の一節」としている（前掲注（3）岡久渭城『神戶事件』一七九頁）。辞世歌は、この謡曲に併せて吟詠されたのではあるまいか。瀧が続く切腹本番において、列強各国検証人に対し、自己の正当性を主張した「最期の口上」*を述べており、辞世歌に、その「言うべきことは言う」決意を読み取れるからである（前掲拙稿参照）。

* 瀧善三郎「最期の口上」（澤井権次郎『兵庫一件始末書上』池田家文庫 S 6 - 128 慶応4年）「去ル十一日神戸通行之節外異より無法之所業^一及候故、無^二撻加兵刃即其举^三乘し発砲号令致候は拙者也、然ル処今般御復古御一新之折柄、宇内之公法を以御所置被遊割腹被仰付候^四付、則割腹致謝罪候間、篤と御検証可被下候^五」

(8) 蔵知『神戶事件の顛末』私家版、一九三二年、三一・三四頁、前掲注(4)一二三頁

(9) 前掲(注1)拙稿

(10) 本当の「関撰碑文」中に「英人十数輩来遮前驅」とあるが、史実は「仏人二人」と判明している。これは「事件を列国側ですべて切りまわしたのは」英国公使「パークスであった」（内山正熊『神戸事件』中公新書、一九八三年、一〇七頁）ための誤情報による。この誤情報は建碑後も続き、例えば『中央公論』昭和一〇年八月号に発表された長谷川伸「神戸異変」にも「英人を殺傷して、彼我のあひだに銃火を交へた」とある。昭和七・八年当時、「碑文」中に「英人十数輩来遮前驅」とあるからといって、廢案理由にはならなかった筈である。

(11) 半藤一利『昭和史』平凡社、二〇二二年、一三三頁

(12) 歴史学研究会編『日本史年表』（岩波書店、二〇〇三年）及び『吉野作造選集

15』（岩波書店、一九九六年）による。

(13) 前掲注(11) 八三頁

(14) 『吉野作造選集15』岩波書店、一九九六年、三三七頁

(15) 前掲注(14) 三二六頁

(16) 前掲注(14) 四一〇・四二二頁

(17) 加藤陽子『それでも、日本人は「戦争」を選んだ』朝日新聞社、二〇〇九年、二九八頁

(18) 梯久美子『散るを悲しき』（新潮文庫、二〇〇八年、二六・二七頁）に次の類似例がある。

昭和二〇年三月一六日疏黄島総指揮官栗林中將訣別電報

国の為重きつとめを果し得て 矢弾尽き果て散るを悲しき(原文、片仮名)
同、大本営発表

国の為重きつとめを果し得て 矢弾尽き果て散るを口惜し

(19) 『御津町史』御津町、一九八五年、三八六・七頁

(20) 岡山藩外交方津田弘道は「瀧善三郎の切腹を喰い止めることができず、挫折感にうちのめされ」「惣髮」を願ひ出ている。（石田寛『津田弘道の生涯』吉備人出版、二〇〇七年、一七八頁）

(21) 花房義賢関係文書「花房義賢宛池田茂政書状」（25-2）

(22) 赤井克己「ラストサムライ瀧善三郎と軍神片山兵曹長」岡山ペンクラブ編『岡山人じゃが④』所収（吉備人出版、二〇〇八年）六九頁

(23) 篠岡八郎「瀧善三郎自裁之記」（『御津町史』所収 御津町、一九八五年、三九三頁。）瀧は陪臣で、引用中「本藩」とあるのは「岡山藩」、「主家」とあるのは「日置家」を指す。篠岡は、瀧の介添人として切腹の場に臨んだ人である。

（はらだ ますなお 当館資料整理ボランティア）

